

認定に関する料金規定

JAB N401:2019

第26版：2019年4月1日

第1版：2001年4月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目 次

1. 適用.....	3
2. 料金／費用について.....	3
2.1 申請料.....	3
2.2 審査基本料.....	3
2.3 審査料.....	3
2.4 認定登録料.....	3
2.5 維持料.....	3
2.6 審査付帯費用.....	4
2.7 認定証発行手数料.....	4
2.8 レプリカ発行手数料.....	4
3. 請求.....	5
4. 支払.....	5
5. 遅延・滞納.....	5
6. 認定審査の変更、中断、取止め、及び打切り.....	5
7. 認定の地位変更に伴う措置(一時停止・返上・取消し).....	6
8. 預かり.....	6
9. 日本語以外の言語で実施される審査について.....	7
10. 特例措置.....	7
11. 照会・問い合わせ.....	7
附属書 A マネジメントシステム認証機関の料金.....	8
附属書 B 要員認証機関の料金.....	13
附属書 C 製品認証機関の料金.....	16
附属書 D 試験所、校正機関、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の料金... ..	19
附属書 E 臨床検査室の料金.....	22
附属書 F 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金.....	24
附属書 G 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定プログラム共通).....	27
附属書 H 海外出張を伴う現地審査時の審査付帯費用(全認定プログラム共通).....	28
附則 1 マネジメントシステム認証・要員認証・製品認証機関・温室効果ガス妥当性確認・ 検証機関への本文書の適用.....	29
附則 2 試験所・校正機関、臨床検査室、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者へ の本文書の適用.....	30

認定に関する料金規定

1. 適用

本規定は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下「本協会」という)の認定を希望する適合性評価機関(以下「機関」という)に対する料金の請求、及び支払に適用されます。

なお、本規定は、本協会の基準、手順等の変更、又は物価の変動、その他の社会環境条件の変化等を勘案し適時見直し改定されます。

2. 料金／費用について

本規定で定められた料金は以下のとおりです。料金の種類、適用、単価、請求時期等の詳細は認定プログラム毎の附属書(料金表)をご覧ください。ただし、審査計画上、通常の範囲に含まれない費用については、事前にその旨機関に通知の上、これを別に請求する場合があります。

なお、すべての請求及び支払は円建てです。

2.1 申請料

申請、受理、及び審査開始までの業務に要する費用を賄う料金です。

2.2 審査基本料

初回、更新(再認定)、認定の拡大、及びサーベイランスを実施する際に、*現地審査を除いた諸活動(認定審査計画書作成、書類審査、追跡調査、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成等)に要する費用を賄う料金として一括で請求されます。また、追跡調査の過程で必要と判断されて実施する現地訪問に要する費用は本料金に含まれません。

*現地審査とは、機関の事務所、機関が適合性評価サービスを実施する組織、及び施設で行う審査、並びに試験報告書・校正証明書・検査報告書及び検査証明書へ署名を行う要員の面談です。

2.3 審査料

初回、更新(再認定)、認定の拡大、サーベイランスにおける現地審査、予備訪問、追跡調査の過程で必要と判断されて実施する現地訪問、フォローアップ現地審査(以下、現地審査等という)及びフォローアップ審査報告書の作成並びに審査基本料が適用されない審査プロジェクトの実施に要する費用を賄う料金です。

2.4 認定登録料

初回、更新(再認定)、認定の拡大等の認定登録業務に要する費用を賄う料金です。

2.5 維持料

民間の認定機関である本協会が、認定の制度を維持するため、協会運営費用に充当するものであり、国際相互承認対応や、各種委員会の運営費用、普及啓発事業などを含んでおります。

2.6 審査付帯費用

現地審査等を実施のために本協会が定めた料金です。移動費、宿泊費のいずれも、消費税法にしたがった本協会事業支出の一部であり、消費税の納税対象としておりますので、本料金は消費税の対象になります。各附属書の表2「審査付帯費用」及び附属書Hに拠ります。

2.6.1 移動費(相当額)

本協会を起点として適正な経路及び方法により計算された現地審査等の移動に要する費用です。原則として、主たる事務所など常用する審査場所までの移動費は、本協会起点、審査場所の最寄り駅、適切な使用公共交通機関を考慮して、あらかじめ合意書（RFS99、又はRFL101）にて設定した金額（固定※IC運賃可）を使用します。なお、事業所の変更、公共交通機関の料金変更等により必要な場合、再度、合意書にて設定金額を変更します。

2.6.2 宿泊費(相当額)

現地審査等の実施のため宿泊に要する費用で、対象となる宿泊数の計算は以下のとおりです。

- a) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午前中に開始する場合は、審査前日から審査終了前日までの宿泊数。
- b) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km以上であり、審査が午後から開始する場合は、審査初日から審査終了前日までの宿泊数。
- c) 本協会を起点とする審査場所の最寄り駅までの距離が、100km未満の場合は、宿泊費は請求しない。

ただし、交通事情、審査が早朝、夜間に実施される等の審査遂行上やむを得ぬ事由によって、前泊、審査中の宿泊、又は後泊を余儀なくされた場合は、機関と合意の上、その宿泊数について請求する場合があります。

2.6.3 旅行諸費用

海外出張を伴う認定審査を実施する際は、本協会が適正と判断した移動対価・旅行諸費用（通信費・空港使用税・予防注射料等）を請求します。

2.7 認定証発行手数料

機関からの変更届、若しくは拡大認定登録料を請求しない拡大認定に基づき認定証・同附属書記載事項の変更が生じる場合、又は特別な事由で機関から申し出があった場合の認定証発行に掛かる費用を賄う料金です。

2.8 レプリカ発行手数料

レプリカ(複製)について発行依頼を承った場合の発行に掛かる費用を賄う料金です。

3. 請求

誓約書、認定契約書に定められた順守事項、及び以下の項目に従い請求します。

- a) 公平性、透明性を確保するため、附属書(料金表)からの割引はしません。
- b) 認定審査の結果の如何及び認定の状態の如何に拘わらず請求します。
- c) 本協会が実施した認定の活動により生じた債権の回収、又は債権等の保全のための処置を行った場合、それに要した全ての費用を請求します。この費用には第三者に支払った費用が含まれ、更に損害があれば賠償を請求します。
- d) 請求する料金、及び費用には請求日における消費税率で消費税を加算し、それぞれの附属書の請求時期欄に記載した時期に請求します。請求時期の調整はできません。

4. 支払

第3項に基づき請求された料金、及び費用については、誓約書、及び認定契約書に定められた順守事項及び以下の項目に従い定められた期限までにお支払い頂きます。

- a) お支払は本協会指定の銀行口座へ現金一括の振込みとし、振込み手数料もご負担頂きます。手形、小切手及び分割払いによる支払いは受け付けません。
日本国外からお支払いの場合、電信送金による本協会指定銀行口座への送金とし、指定銀行に到着する迄に発生する費用もご負担頂きます。
- b) 本協会からの請求時期が申請の取り下げ後、認定の終了後、認定契約の終了・解除後であっても、請求書に定められた期限までにお支払い頂きます。
- c) 本協会との間で文書による合意の上認められた特段の事由がある場合を除き、一旦、お支払い頂いた料金、及び費用は返還しません。

5. 遅延・滞納

本協会への支払が定められた期限を超える、又は期限内に支払われなかった事態が生じている場合、本協会は、誓約書、及び契約書に定められた事項を順守しなかったとして、認定の手順に従い以下の処置を取ります。

- a) 審査をはじめとする一切の認定サービスの提供を中止、又は中断することがあります。
- b) 認定を一時停止、又は取り消すことがあります。
- c) 定められた支払期限から支払い日迄の日数分について、法に定められた遅延利息の割合による遅延損害金及び回収にかかる費用を加算し請求します。

6. 認定審査の変更、中断、取止め、及び打ち切り

本協会は、事前に合意した認定審査に対して機関からの通知に基づく変更、中断及び取止めが生じた場合、立会い先に選定した組織の合意に至らず立会い先変更を余儀なくされた場合、又は認定審査が認定の手順に基づき打ち切られた場合は、係る認定審査について、変更によって生じた業務に要する費用、その時点までに実施された作業及び審査に要した費用を精算し第3項に基づき料金を請求します。

6.1 申請受理後に機関の申し出によって申請内容の変更があった場合、変更内容に応じ、追加の申請料、審査基本料、審査料、審査付帯費用及び認定登録料を請求します。

6.2 認定審査において、本協会との間で既に合意、かつ本協会が手配済みの現地審査に対して、機関より変更、及び取止めの申し出を受領した場合、適正と看される諸費用(航空機、列車、宿泊等の変更、及び取消しに要した費用)を請求します。また、取止めの場合は、申し出を受領した日によって、および、立会い先に選定した組織の合意に至らず本協会が選定した立会い先組織を再選定した場合は、再選定を通知した日によって、下記の通り、キャンセル料を請求します。

- a) その現地審査の開始日(訪問日)の31日以上前の場合、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の25%。
- b) その現地審査の開始日(訪問日)の30日前から8日前までの場合、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の50%。
- c) その現地審査の開始日(訪問日)の7日前以降(前週の同曜日)の本協会始業時刻(午前9時30分)を過ぎた場合、手配済みの現地審査の審査工数に応じた審査料相当額の100%。

6.3 次の各項のいずれかに該当する場合は、6.2項の各事項に基づく料金、及び費用は適用されません。

- a) 変更、中断及び取止めが自然災害、人為災害(例えば、列車事故・航空事故による)に因るものである事が本協会において確認できた場合
- b) スキームオーナーによって要求されている予告なし審査が、スキームオーナーが認めている理由によって中止又は延期される場合

7. 認定の地位変更に伴う措置(一時停止・返上・取消し)

本協会は、機関に付与した認定が、一時停止、返上、及び認定取消しになった時点で、請求すべき料金、及び費用が有る場合は精算し請求しますので、第4項に従いこれをお支払い頂きます。また、一時停止期間中であっても既に請求された料金、及び費用について第4項に従いこれをお支払い頂きます。

8. 預かり

日本国以外の法人格を有する機関が初回認定を申請した場合、申請受理後に予定される審査について、本協会の認定の手順に従い見積もられる審査工数に応じた審査料相当額(審査付帯費用額を含む)の範囲の金額をお預かりします。預り金に代えて本協会が承認する銀行が発行し、本協会を受益者とする「取消し不能銀行信用状」を頂くことも出来ます。

この場合、信用状の金額は上記の預り金額と同額とします。有効期限は、審査の終了、及び料金支払いを十分に満たす期限とします。審査が当初の見込みより延びて信用状の有効期限が到来する場合は、本協会はそれまでに発生した請求すべき料金、及び費用を

信用状によって支払を受けることとします。

当該機関からの入金を確認された後、認定審査を開始します。預り金は認定委員会による判定結果通知後に精算されます。

ただし、同一法人内に本協会から認定を受けている機関がある場合には、この規定は適用されないことがあります。

9. 日本語以外の言語で実施される審査について

審査の調整/計画/実施を日本語以外の言語で行わざるをえない場合、附属書 G に基づく料金を請求します。

また、海外認定機関との合同審査実施において、その調整、計画に要する費用を請求する場合があります。

10. 特例措置

本協会は、あらかじめウェブサイト等でその内容を公表し、期限を定め、本規定に対する特例措置をとることがあります。

11. 照会・問い合わせ

料金、及び請求内容に関する照会、及び問い合わせについては、請求書に記載された照会先まで連絡願います。

附属書A マネジメントシステム認証機関の料金

表1 認定に係る費用 (N: マネジメントシステム及びセクター数 (QMS セクター及びFSMS セクターを除く)、S: QMS セクター数、F: FSMS セクター数)

※N に、マネジメントシステムとそのマネジメントシステムのセクターの両方が含まれる場合は、N の合計から、該当するセクター数を減じて計算する

※マネジメントシステム、QMS セクター、FSMS セクター他、用語の定義は、JAB MS200 付表1による

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	$1,300,000 + 800,000 \times (N-1) + 300,000 \times (S+F)$	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	初回審査基本料(注1)	件	$1,000,000 + 500,000 \times (N+S-1) + 100,000 \times F$	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	初回認定登録料	件	$1,000,000 + 500,000 \times (N+S+F-1)$	初回認定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) $5,500,000 + 5 \text{億円超部分} \times 0.9\%$ (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) $10,000,000 + 10 \text{億円超部分} \times 0.45\%$	初回認定後
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	$500,000 + 250,000 \times (N+S-1)$	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) $5,500,000 + 5 \text{億円超部分} \times 0.9\%$ (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) $10,000,000 + 10 \text{億円超部分} \times 0.45\%$	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	$1,200,000 + 600,000 \times (N-1) + 200,000 \times (S+F)$	申請受理後
	更新審査基本料(注1)	件	$840,000 + 420,000 \times (N+S-1) + 100,000 \times F$	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	更新認定登録料	件	$700,000 + 500,000 \times (N-1) + 200,000 \times (S+F)$	認定更新後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 5,500,000 + 5億円超部分×0.9% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 10,000,000 + 10億円超部分×0.45%	各機関の 期末決算後
拡大 審査	拡大申請料	件	A)マネジメントシステム認証拡大(セクター拡大を同時に申請する場合を含む) 200,000 + 300,000×(N+S+F-1) B)セクター拡大(マネジメントシステム認証拡大と同時の場合を除く) 200,000 + 200,000×(S+F-1) C)経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS/FSSC/JFS-C)/ASRP認定 (※) 100,000 + 100,000×(N+S+F-1)	申請受理後
	拡大審査基本料(注1)	件	A)マネジメントシステム認証拡大/セクター拡大 700,000 + 350,000×(N+S-1)+140,000×F B)経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS/FSSC/JFS-C)/ASRP認定 600,000 + 300,000×(N+S-1) +140,000×F C)FSSC/JFS-C 拡大審査/RTSMS 既認定機関の N-RTSMS 拡大審査/N-RTSMS 既認定機関のRTSMS 拡大審査 420,000 D)FSMS セクター既認定機関による同一セクター内の 拡大 (※) 210,000	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料	件	A)マネジメントシステム認証拡大 200,000×N B)セクター拡大 200,000×(S+F) C)経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS/FSSC/JFS-C)/ASRP 認定 (※) 100,000×(N+S+F)	拡大認定後
	(※) すでにある分野/カテゴリの認定を受けており、当該分野/カテゴリの中の未認定範囲を追加するための拡大審査において、組織審査立会が不要である場合は、拡大申請料、拡大審査基本料、拡大認定登録料は請求せず、審査料及び認定証発行手数料(12,000円)を請求します。			
審 査 時	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定後
証 認 定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	発行後

注1：審査基本料は、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打ち切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	サイトの移動費用	立会い時の待機費用
(現地審査等における) 事務所審査、事業所審査、および組織審査以外の活動への立会い	国内	事務所、事業所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/人・日	移動に要した費用	—
(現地審査等における) 組織審査への立会い	国内	審査日数が M 日の場合(1 人当たり) 40,000+10,000×M (円)		—	審査が空いた場合のみ、10,000 円/人・日

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書 H を参照。

[維持料について]

本協会より認定された各マネジメントシステム認証の認定範囲内における年間（前年度）事業収入(認定された各マネジメントシステム認証と各固有認定基準の収入の合算)を参照し、合算した年収に応じた料率を適用しております。

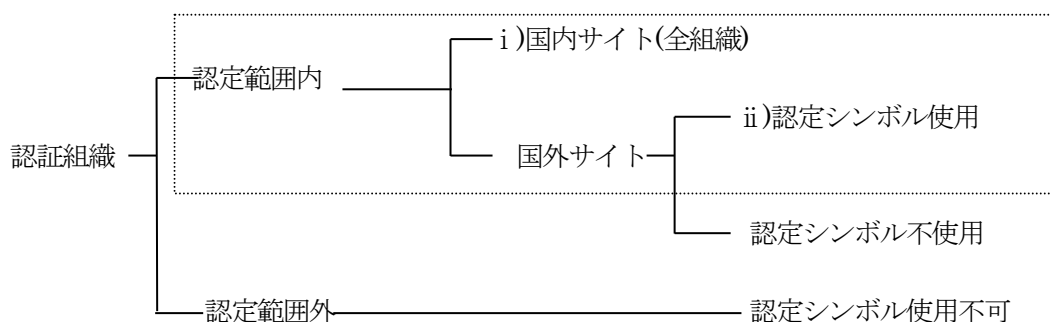
同一法人内に複数のマネジメントシステム認証機関が認定を取得している場合は、それぞれの年収額を合算し、対応した料率を適用します。

A) 参照データ

- a) 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
審査料、認証文書発行手数料などの収入を含みます
 - b) 控除費用：対象となる認定範囲内における審査等の事業活動に要した、直接費用である審査員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。
- * a)は、本協会の認定範囲内で認証登録した組織のうち、以下の i)、ii)に該当する組織からの収入に基づき算出します。
- i) 日本国内に登録対象サイトがある適合組織の場合は、本協会認定シンボルの使用に拘わらず認定範囲内の全組織
 - ii) 日本国外のみに登録対象サイトがある適合組織の場合は、本協会認定シンボルを使用している適合組織

上記を図で示します。

対象先：内の組内の組織



B) 認定範囲内事業収入について

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項の a) b)より、以下の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a) 事業収入} - \text{b) 控除費用}$$

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算します。さらに、認証機関によって発行される本協会認定シンボル付き認証の件数に応じた 控除額 を計算します。維持料は、固定額と変動額の和から、控除額を差し引いて計算されます。

変動額 = 認定範囲内事業収入に基づき、その額に応じた料金表の算式から計算

固定額 = ¥200,000

控除額 = 200 (円) × 本協会認定シンボル付認証件数

維持料 = 変動額 + 固定額 - 控除額

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内にB)、C)に基づき算出して請求します。認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が 1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 B 要員認証機関の料金

表 1 認定に係る費用

(N: 認定の対象となる認定プログラムの数)

	項目	単位	単価 (円)	請求時期
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	700,000 + 350,000×(N-1)	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	初回審査基本料(注1)	件	1,000,000 + 700,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	初回認定登録料	件	600,000 + 200,000×(N-1)	初回認定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 認証件数 1~10,000 固定額: 200,000 変動額: 認証数×100 認証件数 10,001~100,000 固定額: 1,200,000 変動額: (認証数-10,000) ×20 認証件数 100,001~ 固定額: 3,000,000 変動額: (認証数-100,000) ×7	初回認定後
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	500,000 + 350,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 認証件数 1~10,000 固定額: 200,000 変動額: 認証数×100 認証件数 10,001~100,000 固定額: 1,200,000 変動額: (認証数-10,000) ×20 認証件数 100,001~ 固定額: 3,000,000 変動額: (認証数-100,000) ×7	4月~6月
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	600,000 + 300,000×(N-1)	申請受理後
	更新審査基本料(注1)	件	840,000 + 600,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	更新認定登録料	件	400,000 + 200,000×(N-1)	認定更新後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 認証件数 1~10,000 固定額：200,000 変動額：認証数×100 認証件数 10,001~100,000 固定額：1,200,000 変動額：(認証数-10,000) ×20 認証件数 100,001~ 固定額：3,000,000 変動額：(認証数-100,000) ×7	4月~6月
拡大審査	拡大申請料	件	認定プログラム拡大 200,000 + 200,000×(N-1) 認定範囲分類拡大 100,000 + 100,000×(N-1)	申請受理後
	拡大審査基本料(注1)	件	認定プログラム拡大 700,000 + 500,000×(N-1) 認定範囲分類拡大 600,000 + 300,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料	件	認定プログラム拡大 200,000×N 認定範囲分類拡大 100,000×N	拡大認定後
臨時審査	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定後
認定証	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	発行後

注1：審査基本料は、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定後、最低固定額 200,000 円を月割りで請求します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打ち切りが生じた場合の請求については、本文 6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	サイト間移動費用
現地審査等	国内	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書 H を参照。

【維持料について】

本協会に認定された要員認証の範囲内における認証件数に応じた単価を適用しております。

A) 認証件数

本協会より認定されている範囲内における認証件数。資格ースキームごとにカウント。認証した人数や、認証証明書の枚数ではありません。

例1) 溶接技能者認証機関において、溶接技能者 A が手溶接、チタン溶接技術において認証されている場合、認証件数は2。

例2) マネジメントシステム審査員認証機関において、審査員 B が QMS 及び FSMS の範囲において認証されている場合、認証件数は2。

B) 維持料の算出

A)の認証件数の範囲に応じて、料金表にある変動額を算出し、該当する固定額と合計します。

C) データ提出と請求時期

4月1日付の認証件数を5月末日までにご提出ください。提出された認証件数の確認後、1か月以内にB)に基づき算出して請求します。

認定された年度については、認定後、最低固定額 200,000 円を月割りで請求します。ただし、認定(認定日)から3月末迄の日数が6か月未満の場合は請求しません。

D) 参照データの確認

ご提出頂いた認証件数について、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 C 製品認証機関の料金

表 1 認定に係る費用

(N: 認定の対象となる認定プログラムの数)

※認定プログラムの定義は、JAB PD200 による

項目	単位	単価 (円)	請求時期	
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料 (注 1)	件	$700,000 + 350,000 \times (N-1)$	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	初回審査基本料 (注 1、注 2)	件	$700,000 + 350,000 \times (N-1)$	結果判定後
	審査料(注 3)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表 2 による)		結果判定後
	初回認定登録料 (注 1)	件	$600,000 + 200,000 \times (N-1)$	初回認定後
	維持料(注 4)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 150,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.1\%$ (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) $5,500,000 + 5 \text{ 億円超部分} \times 0.9\%$ (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) $10,000,000 + 10 \text{ 億円超部分} \times 0.45\%$	初回認定後
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注 2)	件	$500,000 + 250,000 \times (N-1)$	結果判定後
	審査料(注 3)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表 2 による)		結果判定後
	維持料(注 4)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 150,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入 $\times 1.1\%$ (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) $5,500,000 + 5 \text{ 億円超部分} \times 0.9\%$ (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) $10,000,000 + 10 \text{ 億円超部分} \times 0.45\%$	各機関の 期末決算後
更新認定時まで	更新申請料 (注 1)	件	$600,000 + 300,000 \times (N-1)$	申請受理後
	更新審査基本料 (注 1、注 2)	件	$600,000 + 300,000 \times (N-1)$	結果判定後
	審査料(注 3)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表 2 による)		結果判定後
	更新認定登録料 (注 1)	件	$400,000 + 200,000 \times (N-1)$	認定更新後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
	維持料(注4)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 150,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5 億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5 億円超、10 億円以下の場合) 5,500,000 + 5 億円超部分×0.9% (認定範囲内事業収入 10 億円超の場合) 10,000,000 + 10 億円超部分×0.45%	各機関の 期末決算後
拡大 審査	拡大申請料 (注1)	件	認定プログラム拡大 200,000 + 200,000×(N-1) 認定範囲分類拡大 100,000 + 100,000×(N-1)	申請受理後
	拡大審査基本料 (注1、注2)	件	認定プログラム拡大 500,000 + 250,000×(N-1) 認定範囲分類拡大 400,000 + 200,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注3)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料 (注1)	件	認定プログラム拡大 200,000×N 認定範囲分類拡大 100,000×N	拡大認定後
臨時 審査	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定後
認定 証	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	発行後

注1: 製品認証機関に対し、認証スキームが ISO/IEC 17065 に加えて ISO/IEC 17025 認定を要求している場合において、同一の法人が、当該分野の製品認証の認定申請と、対応する試験所の認定申請を同時に提出し、それらが受理された場合、当該審査に対応する各項目の料金から以下の通り減額するものとします。

- 1) 申請料： 本附属書で規定した料金から、100,000 円を減額する。
- 2) 審査基本料： 本附属書で規定した料金から、100,000 円を減額する。
- 3) 認定登録料： 本附属書で規定した料金から、100,000 円を減額する。

注2: 審査基本料は、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注3: 追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注4: 本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**[維持料について]** をご参照願います。

注5: 認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考: 認定審査の中断・取止め・打ち切りが生じた場合の請求については、本文 6. を参照願います。

表 2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	サイト間移動費用
現地審査等	国内	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	移動に要した費用

備考 1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考 2：海外出張を伴う場合、附属書 H を参照。

[維持料について]

本協会に認定された製品認証の範囲内における年間(前年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A) 参照データ

- a) 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
審査料、認証文書発行手数料などの収入を含みます
- b) 控除費用：製品認証のための事業活動に要した、直接費用である審査員・評価員・試験員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。

B) 認定範囲内事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項の a) b)より以下の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥150,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。
提出された参照データの確認後、1 か月以内に B)、C)に基づき算出して請求します。
認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。
ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が 1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書D ラボラトリ（試験所・校正機関・サンプリング機関）、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の料金

表1 認定に係る費用

(N：審査対象の対象となる分野数) 注3

項目		単位	単価(円)	請求時期	
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	申請受理後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	申請受理後
	予備訪問(該当する場合)		時間・人	20,000	結果判定後
	初回審査基本料(注4)		件	210,000+ (70,000×(N-1))	結果判定後
	審査料		時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)		時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用		(表2による)		結果判定後
	初回認定登録料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	初回認定後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	初回認定後
	維持料		維持料=固定額 + 変動額(注1)		初回認定後
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス審査基本料(注4)		件	140,000	結果判定後
	審査料		時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)		時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用		(表2による)		結果判定後
	維持料		維持料=固定額 + 変動額(注2)		初回/更新認定後、1年目、2年目、3年目
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	申請受理後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	申請受理後
	更新審査基本料(注4)		件	210,000+ (70,000×(N-1))	結果判定後
	審査料		時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)		時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用		(表2による)		結果判定後
	更新認定登録料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	結果判定後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	結果判定後
	維持料		維持料=固定額 + 変動額(注1)		更新認定後

項目		単位	単価(円)	請求時期	
拡大審査	拡大申請料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	申請受理後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	申請受理後
	拡大審査基本料 (注4)		件	210,000+ (70,000×(N-1))	結果判定後
	拡大審査料		時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)		時間・人	20,000	結果判定後
	拡大審査付帯費用		(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料	FCC向けEMC試験所でない場合	件	100,000+ (50,000×(N-1))	拡大認定後
		FCC向けEMC試験所の場合 (注6)	件	50,000+ (25,000×(N-1))	拡大認定後
臨時審査	審査料		時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用		(表2による)		結果判定後
認定証	認定証発行手数料 (注5)		1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料 (注5)		1部	12,000	発行後

注1：初回認定時、及び更新認定時の維持料算定方法：

$$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$$

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

注2：認定期間中の維持料算定方法：

$$10,000 \text{ 円} + [180,000 \text{ 円} \times (\text{初回または更新現地技術審査の総時間} + \text{認定有効期間中の拡大審査現地技術審査の総時間}) \div 7 \text{ 時間}]$$

または1,200,000円のいずれか安価な方です。

注3：分野とは、RL205 「試験所・校正機関の認定範囲分類」の分野（方法）欄の記載をいいます。但し、分野が複数になるのは試験所の場合だけであって、校正機関、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の場合、Nは常に1です。

ただし、校正機関がISO 15195の規格を含む場合、Nは2になります。

また、以下の場合は1分野としてカウントしません。

M26、M27及びM32における放射能・放射線測定：他の分野と同時に認定を受ける場合

M27：M26と同時に認定を受ける場合

M32：M26および/またはM27と同時に認定を受ける場合

注4：審査基本料は、都度判断して減額する場合があります。

注5：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

注6：FCC向けEMC試験所の場合、認定有効期限を2年とし、更新審査が2年ごとに発生します。

備考：認定審査の中断・取止め・切りが生じた場合の請求については、本文6を参照願います。

表 2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	現地審査時のサイト間移動費用
現地審査等	国内	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	移動に要した費用

備考 1：技術専門家を審査チームに含む場合、当該技術専門家が技術審査員であった場合と比較して増加する分の審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考 2：海外出張を伴う場合、附属書 H を参照。

附属書 E 臨床検査室の料金

表 1 認定に係る費用

項目		単位	単価(円)	請求時期
(初回審査)	初回申請料	件	100,000	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	初回認定登録料	件	100,000	結果判定後
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		初回認定後
(サーベイランス)	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注2)		初回/更新認定後、1年目、 2年目、3年目
(更新審査)	更新申請料	件	100,000	申請受理後
	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	更新認定登録料	件	100,000	結果判定後
	維持料	維持料=固定額 + 変動額 (注1)		認定更新後
拡大審査	拡大申請料	件	100,000	申請受理後
	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	フォローアップ審査(該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料	件	100,000	拡大認定後
審査 臨時	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定後
証 認定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	発行後

注1：初回認定時、及び更新認定時の維持料算定方法：

10,000円 + [180,000円 × (初回または更新現地技術審査の総時間) ÷ 7時間]
または 1,200,000円のいずれか安価な方です。

注2：認定有効期間中の維持料算定方法：

10,000円 + [180,000円 × (初回または更新現地技術審査の総時間 + 認定有効期間中の拡大審査現地技術審査の総時間) ÷ 7時間]
または 1,200,000円のいずれか安価な方です。

注3：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表 2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	現地審査時のサイト間移動費用
現地審査等	国内	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	移動に要した費用

備考 1：技術専門家を審査チームに含む場合、当該技術専門家が技術審査員であった場合と比較して増加する分の審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考 2：海外出張を伴う場合、附属書 H を参照。

附属書 F 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金

表 1 認定に係る費用

(N:プログラム数)

※プログラムの定義は、JAB GR200 による

項目	単位	単価 (円)	請求時期	
初回認定時まで (初回審査)	初回申請料	件	900,000 + 300,000×(N-1)	申請受理後
	予備訪問 (該当する場合)	時間・人	20,000	結果判定後
	初回審査基本料(注1)	件	1,500,000 + 300,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	初回認定登録料	件	500,000 + 200,000×(N-1)	初回認定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 5,500,000 + 5億円超部分×0.9% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 10,000,000 + 10億円超部分×0.45%	初回認定後
認定有効期間中 (サーベイランス)	サーベイランス 審査基本料(注1)	件	800,000 + 200,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 5,500,000 + 5億円超部分×0.9% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 10,000,000 + 10億円超部分×0.45%	各機関の 期末決算後
更新認定時まで (更新審査)	更新申請料	件	600,000 + 200,000×(N-1)	申請受理後
	更新審査基本料(注1)	件	1,200,000 + 300,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	更新認定登録料	件	400,000 + 150,000×(N-1)	認定更新後
	維持料(注3)	件	維持料=固定額 + 変動額 固定額 200,000 変動額 (認定範囲内事業収入 5億円以下の場合) 認定範囲内事業収入×1.1% (認定範囲内事業収入 5億円超、10億円以下の場合) 5,500,000 + 5億円超部分×0.9% (認定範囲内事業収入 10億円超の場合) 10,000,000 + 10億円超部分×0.45%	各機関の 期末決算後

項目		単位	単価 (円)	請求時期
拡大 審査	拡大申請料	件	プログラム拡大 200,000 + 200,000×(N-1) 認定分野拡大 100,000 + 100,000×(N-1)	申請受理後
	拡大審査基本料(注1)	件	プログラム拡大 1,000,000 + 500,000×(N-1) 認定分野拡大 600,000 + 300,000×(N-1)	結果判定後
	審査料(注2)	時間・人	20,000	結果判定後
	審査付帯費用	(表2による)		結果判定後
	拡大認定登録料	件	プログラム拡大 200,000 + 150,000×(N-1) 認定分野拡大 100,000 + 100,000×(N-1)	拡大認定後
審 査 臨 時	審査料	時間・人	20,000	結果判定後
	付帯費用	(表2による)		結果判定後
証 認 定	認定証発行手数料	1部	12,000	変更事項承認後
	レプリカ発行手数料	1部	12,000	発行後

注1：審査基本料は、審査状況に応じ、都度判断して減額する場合があります。

注2：追跡調査の過程で必要と判断された場合に実施する現地訪問の場合は、本料金を適用します。

注3：本協会より初めて認定された年度の維持料は、認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。詳しくは、**【維持料について】**をご参照願います。

注4：認定証及びレプリカの「1部」には、日本語版及び英語版それぞれ1組ずつを含みます。

備考：認定審査の中断・取止め・打切りが生じた場合の請求については、本文6.を参照願います。

表2 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	サイト間移動費用
現地審査等	国内	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	10,000 円/日・人	移動に要した費用

備考1：技術専門家をつけた場合、それに伴う審査料及び審査付帯費用は請求しません。

備考2：海外出張を伴う場合、附属書Hを参照。

【維持料について】

本協会に認定された範囲内における年間(前年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A) 参照データ

- a) 事業収入：本協会より認定されている範囲内における前年度の売上額、又は収入額
審査料、声明書発行手数料などの収入を含みます
- b) 控除費用：対象となる認定範囲内における審査等の事業活動に要した、直接費用である審査員の交通費・宿泊費のみとします。

B) 認定範囲内事業収入について

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のa) b)より以下の算式で求めます。

認定範囲内事業収入 = a) 事業収入 - b) 控除費用

なお、初めて認定された年度の認定範囲内事業収入は、認定範囲と同じ範囲における事業収入及び控除費用を参照データとしてご提出頂き、その参照データに基づいて認定日より認定日の属する年度末までの認定期間にあわせて月割り計算で算出します。

C) 維持料の算出

B) で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額 ¥200,000 と合計します。

D) 請求時期

本協会より各機関の年度末決算後 2 か月を目途に参照データのご提出をお願いします。
提出された参照データの確認後、1 か月以内に B)、C) に基づき算出して請求します。
認定された年度については、認定後、認定証発行と同時期に参照データご提出のお願いをします。
ただし、認定(認定日)から年度末迄の日数が 1 か月未満の場合は請求しません。

E) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書G 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定プログラム共通)

日本語以外の言語を使用する場合の料金は下表に示すとおりです。

	審査プロジェクト種類	該当する項目	料金
(1)	初回、更新、拡大審査、サーベイランス	現地審査、予備訪問、現地訪問、及びフォローアップ 審査における現地審査	工数×審査料×2 (注1)
		審査基本料	通常審査基本料の最大1.5倍
		審査基本料が設定されていない審査プロジェクトの書類審査、認定審査計画書作成、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成、及びフォローアップ 審査における報告書作成 (注2)	工数×審査料×1.5
(2)	臨時審査	現地審査	工数×審査料×2 (注1)
		書類審査、認定審査計画書作成、認定審査報告書作成、是正処置確認書作成	工数×審査料×1.5
(3)	全審査プロジェクト共通	認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の翻訳料(日本語⇔他の言語)	都度、見積り (注3)
		翻訳文書のレビュー費用(日本語⇔他の言語)	都度、見積り (注3)

*上表の料金のうち(1)(2)については、通訳を介さずに実施する場合に適用されます。

注 1. 通訳を介して審査を実施する場合、通訳の費用は被審査側にご負担頂きますので、審査料は通常の審査料(20,000円/人・時間)を適用します。

注 2. 審査基本料が設定されていない審査プロジェクトとは臨床検査室の料金が該当します。

注 3. 翻訳料及びレビュー費用

認定審査報告書(認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等)の内容に関する責任は、本協会に有ります。従い、本協会が審査及び認定に必要なため翻訳をする場合及び適合性評価機関が第三者に対し提示、又は提出するために翻訳する場合は、必ず本協会が当該翻訳のレビューを行います。翻訳料及び翻訳内容のレビュー費用は、以下の要領で算出し、請求します。

- 1) 翻訳料は、翻訳した枚数(1枚当たり、A4版 200ワード)を基礎に算出します。1枚当たりの単価は、報告書の内容、納期等で変わりますので、都度見積もらせて頂きます。
- 2) 翻訳文書のレビューに関しては、要する時間を都度見積もらせて頂きます。時間当たりの単価は、通常の審査料(20,000円/人・時間)を適用します。

附属書H 海外出張を伴う現地審査時の審査付帯費用(全認定プログラム共通)

表 1 審査付帯費用

項目	対象	移動費	宿泊費	サイトの移動費用	立会い時の待機費用
(現地審査等における) 事務所審査及び組織審査立会い	海外	事務所ごとに設定した金額。 設定がなければ、本協会を起点とした適正な経路及び方法により計算	宿泊に要した費用	移動に要した費用	—

備考 1：技術専門家をつけた場合、審査料及び審査付帯費用は、国内での取扱いに準じます。

備考 2：航空便を利用の場合、搭乗クラスは次のとおり適用します。

直行便で 6 時間超の場合：ビジネスクラス

上記以外：エコノミークラス

備考 3：宿泊費は日本を出発した日から日本に帰国した日までの日数分（出発日及び帰国日を含む）請求します。

備考 4：上記費用に加え本協会が適正と判断した旅行諸費用（通信費・空港使用税・予防注射料等）を請求します。

附則 1 マネジメントシステム認証・要員認証・製品認証機関・温室効果ガス妥当性確認・
検証機関への本文書の適用

- 初回申請：申請の受理日が本文書の改定日以降の申請から適用。
- 拡大申請：申請の受理日が本文書の改定日以降の申請から適用。
- 更新審査：申請の受理日が本文書の改定日以降の申請から適用。
- サーベイランス：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が、
本文書改定日以降の審査から適用。
- 臨時審査：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が文書改定
日以降の審査から適用。
- 維持料：本協会から送付する維持料算出データ照会状の通知日が本文書改定日以降のも
のから適用。
- その他手数料等：本文書改定日以降に請求するものから適用。

以上

附則 2 ラボラトリ（試験所・校正機関・サンプリング機関）、臨床検査室、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者への本文書の適用

- 初回審査：申請の受理日が本文書改定日以降の申請から適用。
- 拡大審査：申請の受理日が本文書改定日以降の申請から適用。
- 更新審査：申請の受理日が本文書改定日以降の申請から適用。
- サーベイランス：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が、本文書改定日以降の審査から適用。
- 臨時審査：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が文書改定日以降の審査から適用。
- 維持料：本文書改定日以降に請求するものから適用。
- その他手数料等：本文書改定日以降に請求するものから適用。

以上

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2010-4-1	認定業務マネジャー	理事会
	(中略)			
14	<ul style="list-style-type: none"> ・一試験所複数分野認定に対応して申請料、審査基本料及び登録料を変更。 ・放射能・放射線試験の初回申請料、更新申請料及び拡大申請料免除の特例措置規定を追加。 ・審査付帯費用に係る消費税の扱いについて明文化。 ・常用する審査場所について予め機関と合意した金額を設定・使用することを追記 ・手配済み認定審査のキャンセルの規定を見直し。 ・自動車用EMC試験の認定プログラム終了に伴い、関連規定を削除。 ・変更事項調査の費用機関請求廃止につき、削除。 	2011-9-8	認定業務グループ長	理事会
15	<ul style="list-style-type: none"> 1) CB関連プログラムの申請料、登録料の見直し（低減） 2) MS認定維持料に関する特例処置（2011年4月から実施）の盛り込み 	2013-4-1	認定業務グループ長	理事会
16	<ul style="list-style-type: none"> 1) 消費税改訂時の対応を明記 2) スキームが製品認証認定と試験所認定の両方を要求される場合の盛り込み 	2013-8-1	認定業務グループ長	理事会
17	<ul style="list-style-type: none"> 1) CB関係維持料、MS立会移動費の低減。 2) 維持料説明文言の変更 	2014-4-1	認定業務グループ長	理事会
18	<ul style="list-style-type: none"> 1) LAB関係の審査基本料を事業所数に依存しないよう変更（低減）。 	2014-4-1	認定業務グループ長	理事会
19	<ul style="list-style-type: none"> 1) 製品認定料金の変更。 2) 改定複数サイト試験所の維持料規定の変更 	2014-7-1	認定業務グループ長	理事会
20	<ul style="list-style-type: none"> 1) 道路交通安全マネジメントシステムの追加 2) ISO 15195の記載の追加 	2014-12-1	認定業務グループ長	理事会

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
21	1) 試験所・校正機関の認定範囲分類改訂に伴う附属書D注記の追加変更 2) 附属書F FCC向けEMC試験所の料金を附属書Dへの記載統合 3) CB関係の維持料の控除費用(附属書A、B、C)にライセンス料等スキームオーナーへの支払いを追加 4) その他、運用面での効率化と明確化及び現状の実施状況に合わせた追加変更	2015-10-1	認定センター長	理事会
22	1) 食品安全マネジメントシステムの追加 2) 要員認証機関の料金を変更(低減) 3) その他実状に合わせた修正	2016-9-8	認定センター長	理事会
23	1) 維持料の利用目的の変更 2) 要員認証機関の維持料の変更 3) その他実状に合わせた修正	2018-9-28	業務部長	理事会
24	1) 要員認証機関の維持料の単価の変更 2) MS認証機関の料金のNについての注記の変更 3) CB関連プログラムの拡大審査の料金の変更 4) キャンセル料請求適用外の範囲の変更 5) その他実状に合わせた修正	2018-11-19	業務部長	理事会
25	1) MS認証機関の拡大審査の料金の一部見直し	2019-1-18	業務部長	理事会
26	1) 日当を削除 2) キャンセル料請求適用外の範囲の変更 3) 審査基本料に含まれる項目の変更 4) その他実状に合わせた修正	2019-4-1	業務部長	理事会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

日本生命五反田イーストビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。